

衆議院議員保坂展人君提出信濃川水系の東京電力測水所に関する
再質問に対する答弁書（説明要旨）

一の1について

（質問要旨）

国土交通省の流量観測の値と東京電力株式会社（以下「東電」という。）の流量観測の値には矛盾があるが、東電の観測値に基づいて水利権の更新を認めることは、国土交通省の流量観測の精度に問題があることを意味するのではないか。

（答弁要旨）

国土交通省の水文観測は通知・通達により定めた基準等に基づき行われている。また、東電の流量測定は、その基準に基づく測定手法と同等の手法によるものであることを確認している。したがって、いずれの値も必要な精度を有していると考えている。

一の2について

（質問要旨）

経済産業省は、「東電が流量報告をねつ造するメリットがない」としているが、放流量を少なくし、発電量を減らさないよう流量報告を操作することによって、水利権の更新の際にメリットが発生するのではないか。

（答弁要旨）

経済産業大臣が電気事業法に基づき報告を求める河川の流量の測定結果は、国の電源開発に関する政策の企画及び立案に用いられるものであり、同法上、東電に利益を与えるものではない。

一の3及び4について

（質問要旨）

国土交通省は、水利権の更新のための審査を行う際には、水利権更新の申請者が作成した流況資料について、その数値等が正しいものであるか確認はしていないと回答しているが、確認しないのであれば、当該流況資料に基づいて決められた河川維持流量が実際に川に流れないこともあるのではないか。

（答弁要旨）

水利権の新規申請の際の審査においては詳細な審査を行っている。また、水利権の更新の際の審査においては必要な審査を実施しており、著しい誤りがあると考えられる場合等においては、必要に応じ詳細な確認を行う。

二の1及び2について

（質問要旨）

一級河川に係る河川の台帳は、河川法の規定に基づき、地方整備局の事務所において保管されていなければならないが、河川の台帳が存在しないことは違法ではないか。また、全国の一級河川の指定区間に関しては、どのような水利権管理がされているのか。

（答弁要旨）

一級河川に係る河川の台帳についてはほぼ調製し保管しているが、一部の水利使用等について調製中であるため、地方整備局及び北海道開発局において鋭意調製を進めている。